

須恵町デジタルミュージアム構築等委託業務  
公募型プロポーザル実施要領

公表日:令和7年9月12日(金)

1. 目的

須恵町が保有する文化財や美術品などの知的資源を検索・閲覧することができる「須恵町デジタルミュージアム」を構築し、順次公開することにより、①歴史的価値のある資料を半永久的に保存することが可能になること、②デジタル化された資料の活用が図られることで、その価値が広く共有され、町内にとどまらず、全国の様々な人々の学習、文化芸術活動に資すること、③学校教育等の様々な分野や地域の情報とつながることで、地域の活性化、町の魅力向上、シビックプライドの醸成に資すること、以上3点を主たる目的として、須恵町デジタルミュージアム構築等業務を実施する。

この事業の円滑な実施について、必要な人的資源を持つ事業者の支援を求めるため、本事業の受託業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その手続きを定めたものである。

2. 業務の概要

(1)業務名

須恵町デジタルミュージアム構築等委託業務

(2)業務内容

別添「仕様書」のとおり

(3)委託期間

契約締結日から令和8年3月31日

(4)価格上限額

891,000円(消費税及び地方消費税を含む)

内訳

- デジタルミュージアムシステム構築費 660,000円(消費税及び地方消費税を含む)
- デジタルミュージアムシステム使用料(3ヶ月) 231,000円

ただし、この金額は契約予定価格でなく、企画内容の規模を示すものであることに留意すること

(5)契約保証金

契約締結と同時に、須恵町財務規則(平成7年規則第10号)第104条の規定に基づき、契約保証金(契約額の10/100以上)を納付しなければならない。

ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付を免除できる場合がある。

ア. 落札者が保険会社との間に本町を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

- イ. 落札者が過去2年の間に本町並びに国、他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認めるとき。

### 3. 提案資格

本案件に参加できる者は、実施要領の公表日から応募書類の提出期日において、下記のすべての要件を満たすものとする。複数企業が共同提案する場合は、構成員である全ての企業が要件を満たすものとする。応募書類の提出後において要件を満たさなくなった場合も参加を認めない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと
- (2) 須恵町から指名停止措置等を受けていないこと
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て中又は更生手続中でないこと、かつ、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者が、代表者若しくは準ずる地位に就任し、又は実質的経営に関与している法人等でないこと
- (5) 労働関連法令に違反し、官公署から摘発又は勧告等を受けていないこと
- (6) 納付すべき国税及び地方(県・市町村)税を滞納していないこと
- (7) 過去に同種業務(デジタルミュージアム構築業務)を履行した実績があること
- (8) 福岡県内に本店・支店等の事業所を有すること。

### 4. 質問及び回答

本事業の内容に不明点がある場合は、下記提出先まで質問書(様式第8号)を電子メールにて送信後、電話にてメール送信した旨を連絡すること。電話、FAX、郵送並びに口頭での質問は受け付けない。

#### (1) 質問書提出期限

令和7年9月30日(火)17:00必着

※期限を過ぎた質問には回答を行わない。

#### (2) 回答方法

質問に対する回答は、令和7年10月2日(木)17時に須恵町公式ホームページに回答を掲載する。

個別回答は行わない。

(3) 質問書提出先、メール送信連絡先

須恵町教育委員会 社会教育課 文化財係「デジタルミュージアム構築等業務」担当宛て  
TEL:092-934-0030(須恵町教育委員会社会教育課 アザレアホール内)

E-mail:[syakai@town.sue.lg.jp](mailto:syakai@town.sue.lg.jp)

※メールの件名は「**【質問の送付】(社名)デジタルミュージアム構築等業務**」とすること。

5. 申込方法及び技術提案書の提出

(1) 参加申込

ア) 提出書類 **【提出期限:令和7年10月8日(水)17:00までに必着すること】**

No	申込書類の内容	様式	部数	注意事項
①	参加表明書	様式第1号	各1部	
②	会社概要書	様式第5号		
③	会社概要参考資料(会社案内・パンフレット等)	—		
④	登記事項証明書(全部事項証明書)	—		
⑤	国税(法人税・消費税)に未納、滞納がない証明書(その3の3)	—		
⑥	都道府県税(法人県民税・法人事業税)に未納、滞納がない証明書	—		
⑦	市町村税を滞納していないことの証明書	—		
⑧	直近年度の決算資料(財務諸表)	—		
⑨	業務実績調書	様式第6号		
⑩	担当予定者の業務実績及び業務実施体制調書	様式第7号		
⑪	委任状(契約権限を支店等に委任する場合のみ)	任意様式		

※④⑤⑥⑦は3か月以内に発行されたものに限る。写しも可能とする。ただし、令和6・7年度須恵町競争入札参加資格「有」の場合は、④⑤⑥⑦⑧⑪を省略できる。

※⑪を提出する場合、⑥⑦の証明は、委任する支店等が所在する場所のものとする。

イ) 提出方法

持参・郵送のいずれかとし、①から⑪の順番に並べ提出すること。提出期限内に全ての書類が揃っていない場合、参加申込を無効とする。

※郵送の場合は、一般書留又は簡易書留とし、ア)提出書類に記載された提出期限までに到着したものに限り受理する。

(2) 技術提案書

ア) 提出書類 **【提出期限:令和7年10月20日(月)17:00までに必着すること】**

No	技術提案書類の内容	様式	部数	注意事項
①	技術提案書表紙	様式第9号	1部	
②	技術提案書(表紙は様式第9号を使用すること)	任意	10部	正1、副9部

③	デジタル地方創生モデル仕様書(デジタルミュージアム)	様式第10号	10部	正1、副9部
④	見積書	様式第11号	10部	正1、副9部
⑤	見積書の内訳(③の詳細見積)	任意	10部	正1、副9部

※優先交渉権者となった事業者のみ、協議終了後、④⑤を契約締結前に再度提出すること。

#### イ)提出方法

持参・郵送のいずれかとし、①から⑤の順番に並べ提出すること。提出期限内に全ての書類が揃っていない場合は無効とする。

※郵送の場合は、一般書留又は簡易書留とし提出期間までに到着したものに限り受理する。

#### ウ)提出書類作成上の留意事項

- 提出書類は、A4判両面印刷で左綴じとする。
- 目次及び各ページに通し番号を付けること。
- ④見積書に添付する見積内訳書は、人件費、直接経費、一般管理費等について積算根拠を詳細に記載すること。
- 副本については、全ての書類において、事業者を特定できる情報(事業者名、代表者名、会社のロゴ、住所等)を削除して提出すること。
- 提出後における資料の差替え及び追加は認めない。

#### エ)無効となる技術提案書

- 次のいずれかに該当する技術提案書は、無効とする。
- 本要領に規定する内容、条件等に適合しないもの。
  - 見積金額が提案上限額を超えるもの。
  - 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
  - 記載内容に虚偽があるもの。

#### オ)辞退の申し出

参加申込書を提出した後に辞退をする場合は、速やかに下記『問合せ先』に連絡し、参加辞退届(様式第12号)を提出すること。提出期限は、令和7年10月8日(水)17:00までとする。

※参加申込した者で、提出期限までに技術提案書又は参加辞退届のどちらも提出がなかった場合は、本案件の申し込みを辞退したものとみなす。

#### (3)申込書類及び技術提案書提出先

〒811-2114 福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵1180番地1  
 須恵町教育委員会 社会教育課 文化財係「デジタルミュージアム構築等業務」担当宛て  
 TEL:092-934-0030(須恵町教育委員会 社会教育課 アザレアホール内)

## 6. 選定方法

### (1) 選定方式

町職員で構成する審査委員会を設置し、応募事業者が5者を越えた場合のみ、1次審査(書類選考)を行う。後日、2次審査(プレゼンテーション及びヒアリング審査)を行い、2次審査の評価点数で最高得点を得た提案者を優先交渉権者とする。ただし、同点の場合は、審査項目の「業務提案全般」が高い方を選定する。

審査の結果、順位が1位の提案者の得点が、全体配点の60%未満の場合、優先交渉権者とせず、後日、提案公募のやり直し又は中止とする。なお、審査結果は、審査委員会として最終合議のうえ一本化して確定するものとする。また、審査委員会の会議は非公開とし、審査内容に係る質問は一切受け付けない。詳細について確認したい場合は、須恵町所定の手続きによる情報開示請求を行うこと。ただし、「須恵町プロポーザル方式取扱規程」又は情報開示の規定に基づき、公開できない情報等もあることに留意すること。

### (2) プレゼンテーション及びヒアリング審査

#### ① 日時

令和7年10月28日(火) ※時間・場所等の詳細は、対象者に別途通知。

#### ② プレゼンテーションの方法

1提案者につき20分以内でプレゼンテーションを行うこと。プレゼンテーション後に審査委員より10分以内の質疑時間を設けるので、それに対する回答を行うこと。

#### ③ プレゼンテーションを行う者

本業務に携わる担当者が行うこと。

#### ④ プレゼンテーションに必要な機器の準備

プレゼンテーションに際して必要な機器のうち、プロジェクター、接続ケーブル及びスクリーンは当町が用意する。端末等の機器は提案事業者で用意すること。

なお、準備、片付けの時間を各5分間で行うこと。

#### ⑤ その他

プレゼンテーションの提案順序は、参加表明書を提出し受理された順番とする。当日の出席者は1提案者あたり3名以内(プレゼンテーションを行う者を含む)で行うこと。

### (3) 審査基準

1次審査については、別添「仕様書」に記載の条件を満たしているか総合的に審査する。

2次審査については、本実施要領の8ページのとおり。

### (4) 審査結果の通知

結果は令和7年10月29日(水)に郵送にて発送する。なお、受託候補者として特定されなかった場合、通知を受けた日の翌日から起算して5日以内に、書面により、非特定理由について説明を求めることができるものとする。

## 7. 契約の締結

契約内容及び仕様については、採択された提案をもとに須恵町と詳細を協議するものとし、この時、改めて須恵町から提案内容の説明を求めることがある。また、契約内容と仕様、契約金額については、協議の結果、採択された提案から変更が生じることがある。

選定された優先交渉権者との協議が成立せず契約の締結が困難な場合は、優先順位が次順位の者と協議を行い、成立した場合には当該事業者と契約の締結を行う。

#### 8. 提案者の失格事由

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1)本業務期間中に、前記「3. 提案資格」で規定する参加資格に抵触するに至ったとき
- (2)応募書類において虚偽の内容を記載したとき
- (3)2次審査(プレゼンテーション)に欠席したとき
- (4)一団体で複数の提案をしたとき
- (5)提案に関して談合等の不正行為があったとき
- (6)正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき
- (7)法令並びに須恵町の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行ったとき
- (8)審査の公平性を害する行為があったとき
- (9)前各号に定めるもののほか、技術提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格であると認めたととき

#### 9. 留意事項

- (1)本プロポーザルに要する経費(提案書の作成費用、旅費等)は、応募者の負担とする。
- (2)提出された書類の返却、提出期限以降における書類の差替え及び再提出には応じない。  
ただし、須恵町が認めた場合はこの限りではない。
- (3)本プロポーザルにおける情報提供基準は、「須恵町プロポーザル方式取扱規程」第19条に基づき行う。応募者は、同規程の情報提供基準について同意したものとみなす。
- (4)応募書類に記載された受託業務の担当者等は、発注者がやむを得ないものとして認める場合を除き変更することはできない。
- (5)提案書に記載された内容は、特に明記がない場合は受託後に追加費用を伴わず実施する意向があるものとする。
- (6)本プロポーザルへの応募を取り下げの場合は、速やかに教育委員会 社会教育課まで文書で連絡すること。また、取り下げにより不利益な取り扱いを行うことはないものとする。  
ただし、契約締結後の取り下げは、関係法令等に基づき対応する。
- (7)質問事項の締切以降、本事業に係る質問は受け付けない。
- (8)本プロポーザルの申請にあたり生じた通信事故等について、本町はいかなる責任も負わない。

## 10. スケジュール

(1)実施要領等の公表	9月12日(金)
(2)質問書提出期限	9月30日(火)17:00 必着
(3)質問書への回答(町HPにて公表)	10月2日(木)17:00までに公開
(4)参加表明書提出期限	10月8日(水)17:00 必着
(5)企画提案書提出期限	10月20日(月)17:00 必着
(6)1次審査(書類選考)結果通知発送	10月21日(火)
(7)2次審査(プレゼンテーション)	10月28日(火)
(8)2次審査結果通知発送	10月29日(水)
(9)業務委託契約の締結	11月上旬

※質問、応募書類等は(1)実施要領等の公表日から提出可能とする。

※(7)2次審査(プレゼンテーション)の詳細については、対象者に別途通知する。

## 11. 問い合わせ先

〒811-2114 福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵1180番地1

須恵町教育委員会 社会教育課文化財係「デジタルミュージアム構築等業務」担当宛て

TEL:092-934-0030(須恵町教育委員会社会教育課 アザレアホール内)

E-mail:syakai@town.sue.lg.jp

須恵町デジタルミュージアム構築等委託業務に伴う公募型プロポーザル 審査基準

審査項目	審査基準	配点
業務実績	過去5年間の同種・類似業務の元請け実績の件数。	10
業務工程	業務の実施時期が明確なものであり、実現可能なものとなっているか。	5
業務執行体制	業務の実施体制、町との連絡体制など、人員配置が具体的に示されており、その役割分担は明確か。	5
見積価格	提案額は必要最小限に抑えられており、経済性に優れているか。 ※提案額(見積書記載額)が提案上限額を超過している場合は、失格とする ※提案額(見積書記載額)と提案内容に整合性がない場合は、内容に応じて減点とする	10
業務提案全般	仕様書を踏まえた提案であり、業務目的、条件、内容を理解した提案書となっているか。	20
デザイン	公開ホームページのデザインについて、子どもから大人まで親しみやすく、アイコンやボタン等を用いて視覚的に分かりやすく使いやすいものとなっているか。	20
セキュリティ対策	個人情報保護や情報セキュリティ、データ保護に関する対策は講じられているか。	10
運用・保守	導入にあたっての研修体制、運用開始後のサポート体制が十分か。	10
説明・応答	説明は分かりやすく、説得力があるか。 質疑への応答は、明快で適切か。	10
合 計		100

※公募開始日から過去3年以内に処分歴等がある場合は、内容に応じて減点します。